

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ リーグ戦運営要綱

1. 競技運営

1-1 参加申し込み及び選手登録

- (1)参加申し込みは、選手登録表を提出した時点で参加申し込みとする。
- (2)選手登録表の提出は、リーグ戦開会前の監督会議までとする。
- (3)登録選手の人数は、特に定めない。
- (4)選手の背番号は、30番（監督）、31番（コーチ）、32番（コーチ）を除く、1番から99番とする。
- (5)選手登録表提出以降の変更（選手の増減、選手の背番号の変更、監督の交代等）は、変更があった時点で事務局長へ届け出ること。

1-2 監督会議

- (1)監督会議は、規約第八章第39条から第42条に定める通りとする。
- (2)監督会議で決議した事項は、チーム全体に徹底すること。

1-3 開会式・閉会式

- (1)開会式・閉会式には、全チームが参加すること。
- (2)開会式・閉会式には、原則として選手は、同一ユニフォーム着用で全員が参加すること。
- (3)開会式・閉会式には、各チームの監督（若しくは代理人）は、選手と同一ユニフォーム着用で所定の位置に整列すること。
- (4)開会式・閉会式に参加できないチームは、事前に事務局長へ報告し、参加できない理由を説明する。事務局長が適当な理由であると判断した場合のみ、認める。

2. 参加

2-1 参加の種類

- (1)参加は、公式参加とオープン参加とする。

2-2 公式参加の条件は、以下の通りとする。

- (1)単独チーム
- (2)合同チーム

2-3 合同チームを公式参加とする条件は、以下の通りとする。

- (1)2チーム以上のチームが合同で、1チームとして参加する
- (2)合同チームの登録選手数が合計で9名を満たしている
- (3)リーグ戦前の監督会議までに、理事長へ合同チームでの参加を申し出る
- (4)リーグ戦前の監督会議において、合同チームでの参加の承認を得る

2-4 合同チームの処置

- (1)チーム名は、各チームを略した名称とする
- (2)リーグの会費は、1チーム分を納める
- (3)リーグ戦の登録（選手登録、審判登録）は、各チーム毎に行う
- (4)リーグ戦では、各自チームのユニフォームを着用する
- (5)リーグ戦でベンチに入ることが出来る監督は、いずれかの1名のみとする
- (6)合同チームで公式参加したチームであっても、2-5の(2)の理由によりオープン参加となることは可能である
- (7)表彰選手は、合同チームとして規定の人数を選出する
- (8)春季リーグ戦を合同で参加したチームが秋季リーグ戦に単独チームで参加する場合、会費の半額を納める

例1：2チーム合同・会費40,000円の場合

春季リーグ戦前 1年分の会費納入（40,000円）

秋季リーグ戦前いずれかのチームが半額の会費納入（20,000円）

年間合計で60,000円を2チームで納める

例2：3チーム合同・会費40,000円の場合

春季リーグ戦前 1年分の会費納入（40,000円）

秋季リーグ戦前2チームが半額の会費納入（20,000円×2チーム=40,000円）

年間合計で80,000円を3チームで納める

2-5 オープン参加の条件は、以下の通りとする

- (1)選手登録時に登録選手数が9名に満たしておらず、リーグ戦の際に他チームから選手を借り受ける必要がある場合
- (2)選手登録時には登録選手数が9名を満たしていたが、途中より登録選手数が9名に満たなくなり、リーグ戦の際に他チームから選手を借り受ける必要が生じた場合

2-6 オープン参加の処置

- (1)順位を定めない。（公式参加チームのオープン参加チームとの勝敗は、対戦成績〔勝率計算〕に入らない。）
- (2)選手登録時において公式参加であったチームが、途中でオープン参加となった場合、そのチームはオープン参加チームとなり、すでに終了している試合を含む全ての試合に対して(1)の処置をとる。

3. 試合

3-1 試合形式

- (1)リーグ戦の試合形式は、参加チーム総当りとする。

3-2 試合の組合せ

- (1)試合の組合せは、事務局に一任し、苦情等は一切受付ない。
- (2)試合の組合せは、1日に3試合以内とする。ただし、以下の場合には、事務局より当該チームの監督に事前に連絡し、了解を得た上で1日4試合以上を行う。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

3-3 組合せの連絡

- (1)組合せは、原則として試合3日前までにリーグのホームページに掲載する。
- (2)組合せは、各チームで確認をすること。
- (3)組合せは、公式行事の結果次第で前日に決定する場合がある。その場合、事前に事務局長が定める日時に、各チームでホームページを確認すること。

3-4 試合を休む場合

- (1)リーグ戦期間中に次の理由が生じた場合は、試合を休みとして処置する。
 - (ア) 公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）
 - (イ) 学校行事（運動会・修学旅行等の参加）
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に準ずる理由
- (2)前(1)の理由で試合を休む場合は、当該日より2週間前に事務局長へ連絡をして承認を得ること。また、雨天等で変更・順延になった場合は、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (3)前(1)以外の理由で試合を休む必要が生じた場合は、速やかに事務局長へ連絡をすること。この場合、事務局長の承認を得られた場合のみ試合を休みとして処置する。

4. 試合会場（グラウンド）

4-1 試合会場（グラウンド）の確保

- (1)各チームは、リーグ戦期間中のグラウンドの確保を積極的に行うこと。
- (2)グラウンドが確保できたチームは、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (3)各チームは、1リーグ戦期間中に1日はグラウンドの確保をすることが望ましい。

4-2 試合会場（グラウンド）への乗入れ車両

- (1)グラウンドへ乗入れ可能な車両の台数は、組み合わせ表に記載してある台数までとする。
- (2)組み合わせ表に記載されている台数以上の車両は、各チームの責任において、有料駐車場等に駐車し、絶対にグラウンドへは乗入れないこと。
- (3)グラウンドへ乗入れる車両には、チーム名、車両の持ち主の氏名、車両の持ち主の携帯電話番号を明記したカードを、ダッシュボードの上など外から見え易い位置に提示する。

4-3 試合会場（グラウンド）の準備

- (1)試合会場の準備は、グラウンド責任チームの責任者（以下、「グラウンド責任者」という。）の

指示に従い、当日の1試合目のチームで行うこと。

(2)試合会場の準備、及び試合会場準備前後の練習は、グラウンド責任者の指示に従うこと。

4-4 試合会場（グラウンド）の整備

(1)試合終了後のグラウンドの整備は、試合をした両チームで行うこと。

4-5 試合会場（グラウンド）の片付け

(1)試合会場の片付けは、各チームで協力して行うこと。

(2)選手に「トンボ」でのグラウンドの整備と「ごみ拾い」を行わせること。

(3)グラウンド責任者は、既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品に破損がないことを確認する。

(4)ごみは必ず各チームで持ち帰ること。

4-6 試合中の事故の処置

(1)けが等については、次の通りとする。

(ア) 試合中のけが等は、自チームで責任を持つこと

(イ) 各チームの、選手全員、監督、及び指導者は、必ずスポーツ保険に加入しておくこと〔規約第五章第11条③及び④〕

(ウ) 各チームは、事故やけが等がおこった場合の応急手当や、緊急連絡体制、あるいは傷害を受けた者に対する指示等を、日頃から確認しておく

(2)既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品の破損等については、次の通りとする。

(ア) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品を破損した場合は、必ずグラウンド責任者に届け出て、とりあえず加害者若しくは加害チームが費用を負担して、速やかに元の通りに修復しておくこと

(イ) 当日、元の通りに修復できない場合には、加害者若しくは加害チームが費用を負担して、グラウンド責任者に預け、以後の処置をお願いする

(3)修理費用の負担については、次の通りとする。

(ア) 試合中の行為であれば、「リーグ」が負担するので、事務局長へ届け出る。領収証と引き換えにリーグより支払う

(イ) 練習中の行為であれば、各チームで負担すること

4-7 学校施設を利用する場合の注意事項

(1)学校内では、教育的立場から禁酒・禁煙とする。

(2)喫煙については、グラウンド責任チームの指示に従うこと。

(3)立入禁止区域や立入禁止施設には、絶対に入らないこと。

(4)キャッチボールの禁止区域では、絶対にキャッチボールを行わないこと。

(5)学校の校庭開放区域では、絶対にキャッチボール等を行わないこと。

(6)校庭開放等が行われている時には、必ず校庭開放委員の指示に従うこと。

5. 試合当日

5-1 試合当日の対応（グラウンドコンディション不良等の場合）

- (1)グラウンド責任者は、定時の試合開始を不可と判断した場合には、午前6時30分までに事務局長へ連絡をすること。
- (2)雨天の場合でも、試合チームは試合中止ではなく「待機」とする。
- (3)当日、試合を行うか、中止するか判断は、グラウンド責任者へ一任する。グラウンド責任者以外の者が意見を述べることはできない。
- (4)ただし、グラウンド責任者は、事務局長に対してアドバイスを求めることはできる。
- (5)待機時間は、原則として午前10時と、12時（正午）までとし、最長で12時（正午）までとする。
- (6)グラウンド責任者は、グラウンドコンディションを見て、待機時間を当該チームに連絡すること。
- (7)待機の連絡がない場合は、原則として規定の時間までに試合会場に集合すること。試合会場に集合後、待機時間があつた場合、または待機して試合ができなかった場合にも、グラウンド責任者に対して苦情を言わないこと。
- (8)12時（正午）を過ぎてもグラウンドコンディションが不良の場合には、原則として中止とする。試合を中止した場合は、グラウンド責任者は、事務局長へ試合中止の連絡をすること。
- (9)以下の場合には、待機時間が12時（正午）を過ぎても、待機をして試合を行うことがある。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

5-2 待機の後、試合を開始する場合

- (1)時間的に全日程を消化できない場合は、以下の通り、試合開始時間により、試合組合せの上位の試合を中止する。グラウンドの移動がある場合も、同様とする。

試合開始予定時間

第1試合	9:00 開始
第2試合	10:20 開始
第3試合	11:40 開始
第4試合	13:00 開始
第5試合	14:20 開始
第6試合	15:40 開始

5-3 試合

- (1)選手の集合時間は、試合開始予定時間の1時間前とする。
- (2)前試合が終了しても試合会場に来ない場合は、原則として棄権とみなす。
- (3)次の場合は、棄権としない。
 - (ア) 試合組合せにより遅れる場合

(イ) 試合会場の移動により遅れる場合

6. 試合中の注意事項

- (1) 試合中に、監督、コーチ、選手、応援者が、「けなす」「批判する」などの行為を行った場合、1度目は審判よりの警告とするが、その後警告を無視する場合には、監督（若しくは代理人）、及び当該者を退場とする。監督（若しくは代理人）、及び当該者退場以後、警告を無視する場合には、その試合を没収試合とし、違反チームは不戦敗とする。
- (2) 試合中に、監督、コーチが、「なぐる」「ける」「その他の暴力行為」を行った場合、その試合を没収試合とするとともに、違反チームは不戦敗とし、当該監督、コーチは第六章第17条に定めた通りとする。
- (3) 試合をスムーズに行うために、むやみにタイムを要求したり、著しい抗議を行わない。

7. 試合後の結果連絡

- (1) 試合結果は、グラウンド責任者が、試合終了後速やかに指定された方法で事務局長、及び広報部長へ連絡すること。

8. 選手の心構え

- (1) グラウンドに入る時と出る時は、必ずグラウンド向かって挨拶をする。
- (2) 他のチームの監督、コーチ、関係者に会った時は、挨拶をする。
- (3) 時間を正確に守ること。
- (4) 服装を正し、選手として好ましい印象を持たれるように努力すること。
- (5) ルールを正確に覚えること。
- (6) 道具を大切にすること。
- (7) 自分の健康管理は、自分で行うこと。
- (8) 試合中の攻守交代は、駆け足で行うこと。
- (9) 常に謙虚な気持ちでプレーを行うこと。